

学校の臨時休業等の基準について

鳥取県立倉吉西高等学校

1 臨時休業等について

(1) 臨時休業

原則として、以下の基準により、校長は臨時休業を決定する。

ア 午前6時の時点で学校所在地（倉吉市社地区）を含む地域に対して、次のいずれかが発令されている場合。

- ・警戒レベル5又は4については、臨時休業とする。
- ・警戒レベル3については、その後の気象予報等により決定する。

警戒レベル	市町村による避難情報	防災気象情報 (国土交通省、気象庁、都道府県が発表)
5	緊急安全確保	特別警報（大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪）、氾濫発生情報、キキクル（危険度分布）「災害切迫」
4	避難指示	土砂災害警戒情報、氾濫危険情報、キキクル（危険度分布）「危険」
3	高齢者等避難	大雨警報（土砂災害、浸水害）、洪水警報、氾濫警戒情報、キキクル（危険度分布）「警戒」

警戒レベル：災害発生の危険度を直感的に理解できるよう関連づけられたもの。

イ 午前6時の時点で、公共交通機関（JR山陰本線（倉吉駅着の列車）、路線バス）が運休している場合。

ウ 午前6時の時点で、学校所在地（倉吉市社地区）を含む地区に対して、アの表の気象情報又は避難情報が発令されていないが、キキクル（危険度分布）や気象レーダー等により今後発令される見込みがある場合や公共交通機関が計画運休の予定がある場合。

(2) 臨時休業以外の場合

ア 天候の回復が見込まれ、公共交通機関が運行される場合、始業時間を変更して授業を開始する場合がある。

イ 登校後であっても、気象情報、公共交通機関の運行状況・運行計画等により総合的に判断し、授業を途中で打ち切り、生徒を下校させる場合がある。

2 出席停止等の取扱いについて

(1) 居住地に1 (1) アの表の避難情報又は気象情報が発令されている場合、学校に連絡した上で自宅待機とし、自宅待機の間は出席停止とする。

(2) 1 (1) の臨時休業の決定や避難情報・気象警報等の発令の有無に関わらず、生徒又はその保護者が安全に登校できないと判断した場合は、学校に連絡した上で自宅待機とし、自宅待機の間は出席停止とする。

なお、生徒は、「自らの命は自ら守る」という意識を持って、慎重に登校の判断をすることとし、登校中であっても、各自で安全性を考慮して帰宅して自宅待機、又は登校の判断をすること。

3 臨時休業等の決定の周知方法

上記決定事項については、マチコミメール、Google Classroomにより周知する。

- ・この基準等は、令和3年5月17日から適用する。
- ・令和4年4月1日一部改正。
- ・令和5年9月20日全部改正